

日本レクリエーション学会会則

〈第1章 総則〉

- 第1条 本会を日本レクリエーション学会（英語名 Japanese Society of Leisure and Recreation Studies）という。
- 第2条 本会の目的は、レクリエーションに関する調査研究を促進し、レクリエーションの発展に寄与する。
- 第3条 本会の事務局は、東京都千代田区紀尾井町7-1上智大学師岡文男研究室内に置く。

〈第2章 事業〉

- 第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 学会大会の開催
 2. 研究会、講演会等の開催
 3. 機関誌の発行ならびにその他の情報活動
 4. 研究の助成
 5. 内外の諸団体との連絡と情報の交換
 6. 会員相互の親睦
 7. その他本会の目的に資する事業
- 第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究成果を発表する。

〈第3章 会員〉

- 第6条 本会は正会員の他、学生会員、特別会員、賛助会員、購読会員、および名誉会員を置くことができる。
1. 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を得て、規定の入会金および会費を納入した者とする。
 2. 学生会員は、大学生（大学院生を除く）およびそれに準ずる者とする。
 3. 特別会員は、本会の目的に賛同する外地在住者とする。
 4. 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で、理事会の承認を得た者とする。
 5. 購読会員は、本会の機関誌を購読する機関・団体とする。
 6. 名誉会員は、本会に特別の貢献のあった者で、理事会の推薦を経て総会で承認された者とする。
- 第7条 会員は、本会の編集刊行する機関誌（紙）等の配布を受け本会の営む事業に参加することができる。
- 第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名誉を毀損した者は、理事会の議を経て会員としての資格を停止されることがある。

〈第4章 役員〉

- 第9条 本会を運営するために、総会において正会員の中から次の役員を選ぶ。
顧問若干名、会長1名、副会長若干名、理事長1名、理事若干名、監事2名
- 第10条 顧問は、事務局と理事会の運営に対して必要に応じて助言を行い、相談に応じる。
会長は、本会を代表し、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、これを代行する。
理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執行する。

監事は、事務局と理事会の運営を監査する。

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第12条 本会に名誉会長を置くことができる。

〈第5章 会議〉

- 第13条 本会の会議は、総会および理事会とする。
- 第14条 通常総会は、毎年1回開催し役員の選出および本会の運営に関する重要事項を審議決定する。
総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって構成する。
議事（会則改正を除く）は、出席者の過半数をもって決定される。
- 第15条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の3/4以上の開催請求があった場合、臨時総会を開くことができる。
- 第16条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事務局員を選出し、会務を処理する。
理事会は、運営の円滑化をはかるため、常任理事会を置くことができる。

〈第6章 支部および専門分科会〉

- 第17条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専門分科会を置くことができる。
支部ならびに専門分科会についての規則は別に定める。

〈第7章 会計〉

- 第18条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。
- 第19条 会員の会費は次の通りとする。
- | | |
|------------|-----------------|
| 1. 入会金 | 1,000円（5米ドル） |
| 2. 正会員 年度額 | 5,000円 |
| 3. 学生会員 | 1,500円（大学院生を除く） |
| 4. 特別会員 | 25米ドル |
| 5. 賛助会員 | 20,000円以上 |
| 6. 購読会員 | 5,000円（25米ドル） |
| 7. 名誉会員 | — |
- 第20条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終る。

付 則

1. 本会の会則は、総会において出席正会員の3/4以上を得た議決により変更することができる。
2. 本会則は、昭和46年3月21日より一部改訂する。
3. 本会則は、昭和51年5月1日より一部改訂する。
4. 本会則は、昭和55年5月11日より一部改訂する。
5. 本会則は、昭和56年11月8日より一部改訂する。
6. 本会則は、昭和57年6月12日より一部改訂する。
7. 本会則は、昭和58年10月30日より一部改訂する。
8. 本会則は、昭和59年6月9日より一部改訂する。

理事会の運営に関する規定

昭和57年6月12日制定
昭和58年10月30日改正

1. 会則第16条の規定により、理事会の運営は、会則に定められているほか、この規定に基づいて行うものとする。
2. 理事会は、原則として年に1回以上開催するものとし、理事長がその議長となる。
3. 理事会の招集に当っては、書面によって付議事項を明示しなければならない。
4. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。ただし、表決に当っては、予め書面（署名捺印）を以って当該議事に対する意向を表示した者を、出席者とみなす。
5. (1) 常任理事会構成員は若干名とする。
(2) 常任理事会は、理事会決定の方針にもとづき、日常業務の執行にあたる。
(3) 常任理事会の議事録（概要）はできるだけすみやかに各理事に送付するものとする。
6. 理事会には、業務を遂行するために次のような専門委員会を置く。
総務、研究企画、編集、広報渉外、財務
7. 理事会には、専門的に研究、調査および審議を必要とするような場合には、特別委員会を設置することができる。特別委員会の委員には、理事以外の適任者を委嘱することができるがその人選は理事会の承認を必要とする。
8. その他理事会の運営に必要な事項は、理事会で決定することができるものとする。

専門分科会設置に関する規定

昭和57年6月12日制定

1. 会則第17条の規定により、本会会員が専門分科会を設置しようとする場合は、この規定に基づいて行うものとする。
2. 専門分科会の設置は、原則として研究分野を同じくする本学会正会員20名以上の要請があった場合とする。
3. 専門分科会の設置を求めようとする正会員は下記により本学会会長に申請するものとする。

1. 設立経過および主旨	2. 名 称
3. 発起人代表者	4. 発起人名簿
5. 連絡事務所	6. そ の 他
4. 専門分科会は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。

1. 活動状況の概要	2. その他必要と認められる事項
------------	------------------

支部に関する規定

昭和56年11月8日制定

1. 本学会会員が、支部を設けようとする場合には、下記により、本学会会長に申請し、理事会の議を経て総会の承認をえるものとする。
 1. 設立の経過概要
 2. 名 称
 3. 支部長および役員
 4. 会 則
 5. 会 員 名 簿
 6. そ の 他
2. 各支部の運営は、本部との関係については本規定に従って行われるが、その他の事項については各支部規則においてこれを定めるものとする。
3. 支部は原則として隣接する地域に在勤または在住する本会正会員20名以上をもって構成する。
4. 支部運営のための経費は支部会費によって賄うものとする。支部会費の額は各支部毎に決定するものとする。
5. 支部は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 1. 役員の変更
 2. 活動状況の概要
 3. その他必要と認められる事項